

私道に設置する街路灯に関する要綱

平成18年7月31日
土木部長決定
制定昭和63年3月30日
全部改正平成18年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、区内の私道に街路灯を設置することにより、夜間における住民の安全を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 街路灯を設置できる私道は、公道に接続し、かつ次の各号に該当するものとする。ただし、開発行為により設けたものは除外する。

- (1) 最小幅員が1.5m以上あるもの。
- (2) 門や柵等で通行を遮る物が無いもの。
- (3) 袋小路の場合、延長が20m以上あり、当該道路を主たる出入口としている住宅が5棟以上あるもの。ただし、集合住宅及びアパート等はこの棟数に算入しない。
- (4) その他、区長が必要と認めたもの。

(申請適格)

第3条 この要綱に定める街路灯の設置の申請ができる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 当該私道の土地所有者
- (2) 当該私道に接する土地所有者、建物所有者又は居住者

(申請)

第4条 申請は、別記第1号様式に定める申請書を区長に提出することにより行う。

(同意)

第5条 前条により申請を行う者は、次の各号に定める者から同意を得るものとする。

- (1) 設置予定位置の土地所有者
- (2) 当該私道に接する居住者のうち、設置予定位置から5mの範囲に居住する者。ただし、集合住宅の場合は居住者又は管理者

(設置)

第6条 区長は、第4条の申請があったときは審査の上、街路灯を設置することができる。

(仕様等)

第7条 設置する街路灯は、豊島区の仕様とし、設置基準は原則30m間隔とする。

(管理)

第8条 街路灯の管理は、豊島区が行うものとする。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

様式 省略